**「（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー」設え・デザイン等検討業務**

**公募型企画競争提案説明書**

１　業務名

　　「（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー」設え・デザイン等検討業務

２　業務の目的

令和６年10月のオープンを予定している「（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー」について、札幌都心部の新たな施設としてふさわしく、通行人の興味を強く惹きつけるような上質かつ魅力的な空間にするための設えやデザインを委託者である札幌市とともに検討し、同コーナー開設に向けた改修等の方向性を定めることを目的とする。

３　業務委託期間

　契約締結日から令和６年３月29日（金）までとする。

４　予算規模

本業務の上限は2,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

５　業務の内容

　　仕様書のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

６　参加資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 令和４年度～令和７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 札幌市内に本社又は支社等を有していること。

(6) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独で同時に参加していないこと。

７　企画提案を求める項目

(1) 業務体制の概要及び実施方法

(2) 企画提案内容

　　ア　（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナーのデザイン

・札幌都心部の新たな施設としてふさわしく、通行人の興味を強く惹きつけ、多くの来場者を呼び込むことのできる上質かつ魅力的なデザインを提案すること。なお、改修期間は令和６年４月下旬～８月下旬までを想定していることから、同期間で実施可能な設計となるよう配慮すること。

・仕様書で示す施設の目的、コンセプト、機能及びゾーニング、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」との機能分担等に沿った内容を提案すること。

・アイヌ工芸品の販売店舗スペースについては、その意匠のほか、多くの商品を効果的に配置する陳列方法（見せ方）等について特に意を用いて記載すること。

　なお、当該スペース上部には防火シャッターが敷設されており、販売什器のうち防火シャッターの外部に配置するものについては、各日の販売終了後にバックヤード（別紙参照）に収納することを想定しているため、その機動性等についても考慮すること。

・５番出口下吹き抜け及び周辺部(約70㎡)については、「アイヌ文化ＰＲスペース」とし、通常時は展示により「アイヌ文化の紹介」を行うほか、時宜に応じて「イベントやワークショップの開催」、「他の市政情報の紹介」の計３つの用途で使用することを想定しているため、スペースの用途変更を意識した構成でデザインすること。なお、用途により撤去が必要となる什器等については、別紙のバックヤードに収納することができる。

イ　独自提案

本業務の目的を達成するに当たって、業務仕様書に記載のない項目で提案者が必要又は効果的と考える項目があれば記載すること。

　　ウ　提案する改修に要する費用の見積

　　　　提案による当該コーナーの改修に要する一切の費用（残置什器の撤去、監修、監理、関連デザイン等を含む。）の合計額は、15,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とすること。なお、改修に伴う経費については、今後の状況により調整する場合がある。

提案する改修に要する費用等の概算額については、使用を想定している材質等を誤認しないように、名称や品番等、使用する量、単価及び価格等についても明示し、可能な限り項目を細分化して示すこと。

　　　　なお、各資材等の単価設定に当たっては、札幌市財政局管財部工事管理室が公表している資材等単価を用いて積算※し、過少、過多な金額とならないよう十分に配慮すること。

※資材等単価に掲載していない単価については、下記①、②を参照する等、客観性のある積算となるよう努めること。

①建設物価（Web建設物価を含む）、土木コスト情報（デジタル土木コスト情報を含む）（発行：一般財団法人建設物価調査会）

②積算資料（積算資料電子版を含む）、土木施工単価（土木施工単価電子書籍を含む）（発行：一般財団法人経済調査会）

　　エ　当該業務の受託にあたり要する費用の金額

　　　　上記「４　予算規模」の金額の範囲内で示すこと。

８　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始 | 令和６年１月18日（木） |
| 質問書提出期限 | 令和６年２月１日（木）17時00分 |
| 参加意向申出書提出期限 | 令和６年２月７日（水）17時00分 |
| 企画提案書等提出期限 | 令和６年２月15日（木）17時00分 |
| プレゼンテーション審査 | 令和６年２月21日（水）午前を予定 |
| 結果通知 | 令和６年２月22日（木）以降 |
| 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

９　参加意向申出書の提出

　(1) 提出書類

　　　参加意向申出書（様式１）　１部

 (2) 提出期限

　　　令和６年２月７日（水）17時00分（必着）

 (3) 提出方法

　　　下記「17　応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参

　　　※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

　　　※　直接提出する場合は、平日の９時00分～17時00分に持参すること。

10　提出書類

(1) 提出書類

以下のア～カの構成で一式とし、10部提出すること。なお、提出にあたり、特別な製本、折込等はしないこと。

ア　表紙（Ａ４判、片面印刷、１枚）

「『（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー』設え・デザイン等検討業務　企画提案書」と記載し、社名も併せて記載すること。

イ　類似業務等実績一覧（Ａ４判、片面印刷、必要枚数、様式２）

本業務に生かすことができると考える類似業務の実績について、極力具体的に記載すること。

ウ　業務体制の概要及び実施方法（Ａ４判、片面印刷、１枚、様式３）

エ　業務スケジュール（Ａ４判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

オ　企画提案書（Ａ３判横づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由）

(ｱ) 上記「５　業務の内容」及び「７　企画提案を求める項目」、下記「11　企画提案の審査」を踏まえ、企画提案は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。

(ｲ) 独自提案部分については、識別できるよう明示すること。

(ｳ) 企画提案に基づく改修に要する一切の費用についての見積を含むこと。なお、「７－(2)－ウ」に記載のある金額（15,000千円）を超えた場合は失格とする。

カ　積算書（Ａ４判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

・仕様書及び企画提案した項目の全てを実施した場合の本業務の積算書を作成すること。

　・「４　予算規模」に記載の限度額（2,500千円）を超えた場合は失格とする。

・本積算額は、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(2) 提出期限

令和６年２月15日（木）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「17　応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※　直接提出する場合は、平日の９時00分～17時00分に持参すること。

(4) 質問、図面等の提供

様式４により、下記「17　応募・問い合わせ先」あてに書面による持参、郵送又は電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

また、企画提案に当たって、竣工図面や求積図等の提供や、現地調査が必要な場合も、同様式に記載し提出すること。

※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※　直接提出する場合は、平日の９時00分～17時00分に持参すること。

質問の受付期限は、令和６年２月１日（木）17時00分とする。

質問への回答については、質問者名を伏せて、令和６年２月５日（月）15時00分までに札幌市ホームページに随時掲載する。

なお、本件に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

11　企画提案の審査

(1) プレゼンテーション審査

審査は、「『（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー』設え・デザイン等検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、企画提案書等及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

プレゼンテーションは、令和６年２月21日（水）午前を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者に別途通知する。

プレゼンテーション出席者は、最大４名とする。企画提案者からの説明時間は20分とし、その後委員会からの質疑を行う。

プレゼンテーションに当たっては、事前に提出した企画提案書等に基づき行うこととし、当日の資料追加は認めない。

(2) 審査方法

審査は、次表に示す「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

なお、総合得点満点の６割を最低基準点とし、最低基準点を下回る場合は契約候補者としない。

審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案があるときは、下記評価項目のうち、「２－(1) デザイン」の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより選定するものとする。

応募者が多数の場合は、企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を３～５者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

【評価項目及び評価基準表】

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 係数 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務執行能力 【 10点 】 |
| (1) 類似業務実績 | ・企業としての委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。 |  ５点 | ×１ |
| (2) 体制及び実施方法 | ・業務全体を円滑に進められる、必要かつ十分な体制や実施方法であるか。 |  ５点 | ×１ |
| ２　企画提案内容 【 130点 】 |
| (1) デザイン | ・通行者の興味を強く惹きつけ、より多くの来場者を呼び込むための効果的な設えやデザイン案となっているか。・仕様書で示すコンセプト、機能及びゾーニング等に沿った提案内容となっているか。 | 70点 | ×14 |
| (2) 観光・文化イベント情報発信用のデジタルサイネージの配置 | ・観光・文化イベント情報発信用のデジタルサイネージについて、利用者の利便性、動線等の配慮、視認性の確保に対する工夫等の観点から妥当な配置となっているか。 | 15点 | ×3 |
| (3) アイヌ文化の効果的な発信 | ・実施予定のミニイベントやワークショップを想定した配置や設え・デザイン等となっているか。・アイヌ文化を効果的に発信する展示内容（「○○に設置された○○を用いて展示する」、又は「〇〇を制作（費用〇〇千円程度）して展示する」等）や什器等の案が提案されているか。・アイヌ文化ＰＲスペースを複数の目的で使用するための柔軟な提案となっているか。 | 15点 | ×3 |
| (4) 常設販売店舗の配置や設え | ・常設販売店について、利用者の利便性、動線の配慮、視認性の確保に対する工夫等の観点から妥当な配置や設えとなっているか。 | 15点 | ×3 |
| (5) 独自提案 | ・業務目的を達成するにあたり、効果的な提案内容となっているか。 | 15点 | ×3 |

※　各委員の評価は、「５点：特に優れている、４点：優れている、３点：普通、２点：やや不十分、１点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

12　契約候補者の選定方法及び契約

委員会における審査により、最低基準点以上の得点を得た事業者等の中から、最上位１者を契約候補者として選定する。提案者が１者であっても、最低基準点以上の得点を得た場合は、契約候補者として選定する。

審査の結果は、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

(1) 通知日

令和６年２月22日（木）以降

(2) 業務の委託

ア　委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議すること。この協議の結果、仕様書及び企画提案の一部を変更する場合がある。

イ　協議が整い次第、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）等の関係規程に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

ウ　協議が整わない場合や、選定した契約候補者が契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の事業者を次の契約候補者として選定する。ただし、その評価点が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果に係る疑義の申立て

ア　評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して３日（札幌市の休日を定める条例（平成２年条例第23号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ　疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

13　参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

14　失格事項

下記のいずれかに該当したものは失格とする。また、札幌市は契約締結後においても、企画提案者が失格事項に該当する者と判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各

様式にて定めた内容に適合しなかった者。

(2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

15　企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア　企画提案の著作権は各企画提案者に帰属する。

イ　札幌市が本公募型企画競争の実施に必要であると認めるときは、企画提案を札幌市が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

ウ　企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ　企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア　企画提案者は札幌市に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ　企画提案者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ　企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が本著作物を創作したこと並びに第三者の著作権、著作者人格権、その他特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証するものとする。

エ　本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16　その他留意事項

(1) 本企画競争に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(3) 提出書類等は返却しない。また、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）に基づき、非公開とされる情報を除き公開する場合がある。

(4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

17　応募・問い合わせ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所本庁舎13階）

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課　担当：中山・田渕

電話：011-211-2277　メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp